

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 9 月21日
【報告者の氏名又は名称】 / 1	三菱化学株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	(03)6748 - 7173
【事務連絡者氏名】	総務部法務グループ グループマネジャー 南 友二
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
[報告者の氏名又は名称] / 2	Mitsubishi Chemical Europe GmbH
[報告者の住所又は所在地]	ドイツ連邦共和国、40549 デュッセルドルフ、ウィルシュテッター通り30 (Willstaetterstr. 30, 40549 Duesseldorf, Germany)
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません。
[電話番号]	該当事項はありません。
[事務連絡者氏名]	該当事項はありません。
[代理人の氏名又は名称]	三菱化学株式会社 代表取締役 取締役社長 石塚 博昭
[代理人の住所又は所在地]	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号
[最寄りの連絡場所]	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号
[電話番号]	(03)6748 - 7173
[事務連絡者氏名]	総務部法務グループ グループマネジャー 南 友二
【縦覧に供する場所】	三菱化学株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、三菱化学株式会社(以下「三菱化学」といいます。)及びMitsubishi Chemical Europe GmbH(以下「三菱化学ヨーロッパ」といいます。)を総称して又は個別にいいます。また、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパを総称して「公開買付者ら」ということがあります。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、日本合成化学工業株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

- (注４) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注５) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注６) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注７) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注８) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注９) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

日本合成化学工業株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成28年8月8日(月曜日)から平成28年9月20日(火曜日)まで(30営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成28年9月21日に報道機関に公表しました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	41,738,410(株)	41,738,410(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	41,738,410	41,738,410
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(注) 公開買付届出書に記載のとおり、公開買付者らは、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率が5%になるまでの数(4,869,846株)の対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)については、全て三菱化学ヨーロッパが買付け等を行い、それを超える数の対象者株式については、全て三菱化学が買付け等を行うこととしておりましたが、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパが買付け等を行った「株式に換算した買付数」の内訳は以下のとおりです。

公開買付者名	株式に換算した買付数
三菱化学	36,868,564株
三菱化学ヨーロッパ	4,869,846株

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	91,891
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成28年3月31日現在)(個)(g)	97,210
買付け等後における株券等所有割合 $((a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) \times 100) (\%)$	94.35

(注1) 「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパがそれぞれ所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」には、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成28年8月4日に提出した第134期第1四半期報告書(以下「対象者第134期第1四半期報告書」といいます。)に記載された平成28年3月31日現在の株主名簿に基づき記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株主についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第134期第1四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(98,369,186株)から、対象者が平成28年7月28日に公表した平成29年3月期第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)に記載された平成28年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(972,278株)を控除した株式数(97,396,908株)に係る議決権数(97,396個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。